

生駒市条例第 5 1 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条を第 2 7 条とし、第 2 5 条を第 2 6 条とし、第 2 4 条を第 2 5 条とする。

第 2 3 条中「第 2 1 条」を「第 2 2 条」に改め、同条を第 2 4 条とし、第 2 0 条から第 2 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（技術管理者の資格）

第 2 0 条 法第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 2 0 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。

次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若

しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。